

IWATE TRUCKING REPORT

岩手県トラック情報

2023
令和4年度

3 月

第4号



公益社団法人

岩手県トラック協会

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9番1号

TEL 019-637-2171 FAX019-638-5010

ホームページ <https://iwatokyo.or.jp/>

令和5年 新春講演会（経営者セミナー）を開催 メディア懇談会2023を開催	1
令和4年度事業者研修会を開催 岩ト協 青年経営研究会 令和4年度第2回定例研修会	2
各委員会開催状況及び令和5年度事業計画案等について	3
電子メールによる情報配信の開始について 会員向け無料人材募集サービスのご案内	5
初任運転者特別教育講習の e ラーニング（オンライン講習）への移行について	6
運行管理者試験対策講習会・模擬試験を開催 令和5年 交通事故・労災事故削減目標について	8
【お知らせ】乗務後自動点呼が実施できるようになります！	9
適正化事業巡回指導実施状況について（令和4年4月～令和5年1月）	10
指導・監督マニュアルの改正概要	12
交通事故発生状況について／労働災害発生状況について	13
苦情受付状況について	14
【陸災防】令和5年度各種講習会等開催計画について	15
会員の動きについて／事業報告書及び事業実績報告書の提出について	17

増車・減車の際には岩ト協へも忘れずに ご報告をお願いします。



増減のご報告がない場合、さかのぼっての請求書の修正（増額・減額とも）は行いません。

岩手運輸支局へ増減車の届け出を提出した際は、岩ト協へも事業計画変更届（控）を FAX（019-638-5010）願います。

会員の皆さまから毎月（霊柩会員は半年毎）納入頂いております協会費・陸災防会費の車両割の金額につきましては、各社様からの車両台数の増減の報告により毎月変更をかけております。

協会では、請求額に誤りのないよう細心の注意を払っておりますが、協会への増車・減車のご報告が無いために、協会で把握している車両数とのズレが生じる場合があります、そのため、数か月後に「請求書の車両割（摘要欄へ記載車両数）が多いので遡って請求金額を減らして欲しい」旨の依頼がございます。

正しい金額の請求書をお送りするためにも、請求書の内容を今一度ご確認頂き、相違がございましたら速やかにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

協会費請求書 2023年3月1日

(株)〇〇運輸 (公社)岩手基トラツ

令 班 消 費 額	計 算 額	計 算 額	計 算 額
¥3,910			
協会費	2,500	1,050	3,550
陸運労災防止協会費	200	160	560
合 計	2,700	1,210	3,910
増 減 車	3	2	3,910

摘要欄をご確認ください。



演題「楽は苦の種、苦は楽の種」
講師 落語家 三遊亭金馬師匠

令和5年1月26日（木）盛岡・つなぎ温泉ホテル紫苑において、令和5年新春講演会を開催し、会員事業者より75名が参加しました。

新年に当たり、高橋会長より「交通事故・労災事故のカウントは1月より始まっており、今年は可能な限り発生させないよう努めていこう」また、「多くの課題が山積しているが、みんなで力を合わせて頑張っていこう」と呼びかけ講演会がスタート。講師の落語家 三遊亭金馬師匠は「楽は苦の種、苦は楽の種」と題し、自身の経験を基に、様々な苦勞は将来の礎となることを随所に笑いを交えつつ講演。その後、後半は落語を披露し、会場は笑いの渦に包まれ、これまでのコロナ禍を吹き飛ばす明るい雰囲気での新年の門出

となりました。

なお、当日は会場付近において、最新のデジタルタコグラフ、アルコール検知器、安全にかかるシステムやカメラ&モニターをはじめとした「安全環境製品展示会」を各メーカーの協力を得て同時開催。各ブースは講演会の来場者らで賑わいました。



写真上：落語家 三遊亭
金馬師匠
写真右：高橋会長

メディア懇談会 2023 を開催

令和5年2月24日、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて、今回で20回目となるメディア懇談会を開催し、県内メディア関係者9社30名（新聞社、テレビ・ラジオ局等）、協会関係者15名（正副会長、広報委員、事務局）が参加しました。メディア懇談会は協会が実施している広報事業の一環であり、トラック運送業界が抱える多くの課題とそれに対する取り組み等について、社会的影響力の大きいメディア関係者に対し、正しい理解と協力を求める場として継続しております。

今回の懇談会では主に「働き方改革」の一環として令和6年4月からの「時間外労働上限規制」や「改正・改善基準告示」の概要について説明すると共に、これらを踏まえた「2024年問題」の解決と安定的で持続的なトラック輸送の実現には、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」

のほか、荷主企業と物流事業者（トラック運送事業者）の連携や協調が必要不可欠であること、また、これらを荷主企業や県民一人ひとりが「他人ごと」ではなく「自分ごと」として捉えてもらいたいこと等を訴えました。

なお、メディア各社の取材スタッフも多数来場し、懇談会の模様が新聞、テレビ等でニュースとして報道されました。



説明する岩淵広報委員（一関糧運株式会社 社長）

令和 4 年度事業者研修会を開催

令和 4 年度事業者研修会を以下の通り開催いたしました。講師として各地域所管の労働基準監督署、警察署から担当官をお招きし、労働基準監督署からは、各地域の労働災害発生状況やその対策等に加え、昨年 12 月に公表された「改正改善基準告示」の概要について詳しく説明を受けた他、警察署からは各地域における交通事故や飲酒運転の検挙事案等について講話を頂戴いたしました。なお、岩手県トラック協会からは、会員の関係する重大交通事故、労働災害の発生状況の他、助成事業の進捗状況などについて説明いたしました。

各支部開催状況 ※2月現在開催分のみ掲載	支部	開催日	参加者数	講話頂いた担当官等
	中央	1月19日	55名 44社	盛岡監督署
	花巻	2月14日	42名 35社	花巻監督署、花巻警察署
	北上	2月10日	34名 26社	花巻監督署、北上警察署
	水沢	3月8日		
	一関	2月3日	37名 36社	一関監督署、一関警察署、千厩警察署
	大船渡	1月20日	28名 28社	大船渡監督署、大船渡警察署
	釜石	11月21日	15名 13社	釜石監督署、釜石警察署
	宮古	2月25日	26名 25社	宮古監督署、宮古警察署
	岩泉	2月15日	11名 11社	宮古監督署、岩泉警察署
	久慈	12月16日	41名 33社	二戸監督署、久慈警察署
	二戸	11月7日	22名 21社	二戸監督署、二戸警察署
	路線	2月10日	8名 7社	盛岡監督署



2月14日 花巻支部 事業者研修会の様子

岩ト協 青年経営研究会 令和 4 年度第 2 回定例研修会

「部下のやる気と行動を引き出すコーチング」と題し研修会を開催しました。

「ティーチング」と「コーチング」の違いとそれぞれのスキルの特徴や使い方、特にコーチングにおいては、相手の話の聞き方が重要であることなどについて説明があった他、隣り合った参加者同士でのスキル練習など、コーチングについて理解を深めました。



日時 令和 5 年 2 月 8 日（水）16 : 00 ~ 17 : 30

場所 ホテル愛真館

講師 平野 順子 氏 Coaching Office 代表

参加者 青研会員 15 名（15 社）、一般会員 4 名（4 社）
計 19 名 ※事務局 2 名

各委員会開催状況及び令和5年度事業計画案等について

以下の日程にて、各委員会を開催し令和4年度事業経過を報告するとともに、令和5年度事業計画案について協議いたしました。主な項目は以下の通り。

各委員会開催状況 2月	7日（火） 第3回道正化事業推進委員会、第3回交通環境委員会
	8日（水） 第3回広報委員会
	9日（木） 第3回総務委員会

令和5年度事業計画案（重点項目）

- ・「改正改善基準告示」への適切な対応と労働環境整備の更なる推進
- ・「標準的な運賃告示」への理解の深度化と積極的な活用
- ・業界のイメージアップと荷主交渉推進の機運醸成に向けた広報活動の展開
- ・重大交通事故防止対策及び労働災害防止対策の積極的な推進
- ・適正化事業の推進によるコンプライアンスの徹底
- ・省エネ・環境保全に向けた取り組みの継続的な推進

交通・環境対策関係

- ・令和5年重大交通事故・飲酒運転削減目標（令和5年1月～12月）
 - ①飲酒運転・酒気帯び運転を「ゼロ」とする。 ※前年0件（一昨年1件）
 - ②第一当事者となる事故の死者数を「ゼロ」とする。 ※前年2人
 - ③第一当事者となる事故の発生件数を2件以内とする。 ※前年7件
 - ④車輪脱落事故の発生件数を「ゼロ」とする。 ※前年3件／全車両対象
- ・安全運転講習を開催し、運転者に対して交通事故防止と飲酒・酒気帯び運転、危険ドラッグ使用運転等の撲滅ならびに車両故障の防止について周知を図る。 ※日常点検講習は矢巾、北上、一関、釜石、岩泉、二戸の6つの会場を予定
- ・会員同士がお互いに声を掛け合うことで会員間の連携を深め、交通事故・労働災害防止意識の高揚を図ることを第一の目的とし「夏期安全パトロール」及び「年末安全点検パトロール」を実施する。
- ・「第48回岩手県トラックドライバーコンテスト」「第15回エコ・ドライブコンテスト」については、新型コロナウイルス感染拡大防止に細心の注意を払いながら実施する。
- ・9月～10月を「エコ・ドライブ推進月間」と定めること。
- ・環境省が定めた「環境月間（6月）」に合わせ、2050年カーボンニュートラルに向けた「SDGs対応セミナー（仮称）」を実施。
- ・車輪脱落事故防止対策助成金の創設。 ※トルクレンチやインジケーター、ホイール・ナットマーカ等の取得価格への助成。

※重大交通事故が発生した場合には、岩手運輸支局への報告と同時に弊協会にも報告し、類似案件の再発防止に向け情報共有を図るものとする。

労働対策事業

- ・労働災害削減目標（令和5年1月～12月）を以下の通り目標を設定し取り組むものとする。
 - ①死亡労働災害を「ゼロ」とする。
 - ②死傷労働災害（休日4日以上）を140件以下とする。
- ※「労働者死傷病報告」（様式第23号：休業4日以上死傷労働災害）の提出を伴う労働災害が発生した場合には、労働基準監督署への報告と同時に弊協会にも報告し、類似案件の再発防止に向け情報共有を図るものとする。
- ・令和4年12月に「改善基準告示」が改正されたことから事業者研修会等を通じて会員事業者等に周知を図る他、必要に応じてセミナーの開催も計画する。
- ・ドライバー時間外労働罰則付上限規制（960時間／年、令和6年4月～）に適切に対応するため、以下の通り削減目標を定め取り組む。

● 2023年度 1,003時間 △5% → 950時間 令和5年度の参考目標値

適正化事業関係 ※巡回指導マニュアルに基づいた指導を徹底する。

- ・令和5年度の巡回目標を420件と設定し、この達成に努める。
- ・巡回頻度については2年に1度の巡回を原則とし、総合評価が「D・E評価」となった事業所に対しては、巡回指導の間隔を1年に短縮し実施する事とする。
- ・霊柩事業者については、5両以上の事業所については2年に1度の巡回とし、5両未満の事業所に対しては、隔年で個別指導を実施する事とする。
- ・運行管理実務者研修会について、運行・整備管理者の知識向上やレベルアップを目的とし、今年度も6会場「矢巾・花巻・水沢・大船渡・宮古・久慈」において開催する事とする。
- ・D・E評価の事業所に対し「呼出し講習」を行い、事業所のレベルアップを図る。
- ・個別相談の巡回指導*を実施し、各社のレベルアップに向けたフォローを行う。
- ・Gマーク認定の取得促進について、令和4年12月末時点において岩手県内では344事業所が「安全性優良事業所」として認定されており、これは県内事業所（1,032事業所）の33.3%に当たり、全国平均の33.0%を上回る状況となっている。今年度も申請に係る説明会を開催し「認定率34%（新規事業所10件）」を目標に取り組み、更新対象となる106事業所についても、きめ細やかな対応を図る事とする。

*希望する事業所に対し、日々の運行管理業務の問題点や疑問点、Gマーク取得に向けた取組み等についての相談を受け付け、指導を行う。（その際の評価は行わない。）

経営改善対策事業

- ・各企業や業界活性化のため、事業経営に直接的・間接的にヒントとなる多様なテーマで研修会・セミナーを適宜開催するほか、業界の次代を担う青年経営者・後継者及び管理者等の育成により、トラック運送事業の持続的な発展を期するため、全ト協および東北ト協青年部組織、岩ト協青年経営研究会と協調しつつ、人材育成のための各種研修事業を実施する。
 - ・人材確保・育成の取り組みとして、県内の高校生を対象とした「出張講義」を実施する。トラック運送業界の重要性や公益性について周知を図り、ひいては就職先の一つとして認識・選択いただけるよう効果的な運営とする。
- ※令和5年度は最低でも2カ所程度での実施を計画する。

広報事業

- ・トラック運送事業の公益性・重要性の他、業界の抱える様々な課題やその取り組みについて情報を発信し、地域住民や荷主企業等に対し引き続き、「優しく」「やわらかく」「分かりやすく」を基本として各種メディアを活用した広報事業を展開する。また、従来同様に「労働災害削減目標」「重大交通事故削減目標」の達成に向け、業界関係者のみならず、共に一般ドライバーにも意識してもらえるよう啓発メッセージを発信し、県民一丸となり事故防止に取り組めるよう広報活動を実施する。
- ・持続可能な物流の実現に向け、長時間労働の抑制や労働環境改善など、関係行政や荷主企業と連携して「働き方改革」に積極的に取り組む必要があり、令和2年4月に国土交通大臣により告示されたトラック運送業の「標準的な運賃」等も踏まえ、荷主交渉推進の機運醸成に向けた広報活動を展開する。
- ・トラック輸送を身近に感じていただくため、10月9日は「トラックの日」事業として、①第30回私の街に「こんなトラックあったらいいな」絵画コンクール、②イベント「トラックフェスタ2023」（コロナ禍により4年ぶりの開催）の実施に向け準備を進める。

総務所管事業関係

- ・災害の発生に際し、岩手県との協定に基づく「緊急支援物資輸送」を速やかに進めるため、「岩手県防災訓練」に参加する。（実施日：令和5年7月、盛岡・雫石・八幡平での広域訓練）

電子メールによる情報配信の開始について

これまで協会からの周知事項、関係行政機関からの通達等、各種情報の周知に当たりましては、主にファックスでの配信を行ってまいりましたが、これまで実施したアンケート調査の結果等（メール利用が可能な会員事業者 90%以上）を踏まえ、このたび電子メールによる情報配信を開始することといたしました。

つきましては、電子メールでの情報配信を希望される会員事業者様におかれましては、以下のURLから専用の登録フォームをご覧ください、必要事項の登録をお願いいたします。**2月登録分は3月1日から、3月登録分は4月1日から、それ以降は登録があり次第順次**、ファックスでの情報配信

を取りやめ電子メール、協会HPを活用した情報配信に切り替えさせていただきます。

メールでの情報配信のメリットといたしましては、ペーパーレスによる環境負荷軽減や通信料金の縮減、インターネット活用による送信側、受信側、双方における省力化、利便の向上等が挙げられますので、この機会に是非ご検討下さい。

なお、現時点でメールでの情報配信を希望されない会員の皆様につきましても、引き続き、支部を経由でのファックス配信を継続いたしますし、登録フォーム（当面の間、設置を継続してまいります。）に必要事項を入力頂くことで、随時、メール配信への切り替えが可能となっております。

メール配信に係る必要事項登録フォーム

以下のURL又はQRコードからアクセスいただけます。（リンク先：岩ト協ホームページ）

https://iwatokyo.or.jp/?page_id=3037



会員向け無料人材募集サービスのご案内

全日本トラック協会と岩手県トラック協会は、株式会社リクルートと協働で、人材確保を目的に、岩ト協ホームページにおいて当協会会員各社の「採用ホームページ」の掲載、また無料で新たな採用ホームページを開設いただけるサービスを開始しております（令和4年度10月発行の「岩手県トラック情報」に案内チラシを同封しております）。

詳細は岩ト協ホームページの下記ページをご確認ください。

※岩ト協会員以外の採用HP掲載ならびに他の求人サービスなどのサイトを転載することはできません。

岩ト協ホームページ掲載場所

<https://iwatokyo.or.jp/>

トップページ ▶ 新着情報（岩ト協） ▶ 2023年1月20日の記事「会員向け無料人材募集サービスのお知らせ」

自社で採用ホームページをお持ちの場合

当協会が新しく設置する求人サイトへリンクを貼ることができます。ご希望の方は上記ページ掲載の「[都道府県ト協求人情報ページへの登録申込WEBフォーム](#)」より必要情報を送信してお申込みください。

新規で自社の採用ホームページを制作したい場合

- ・費用や手間をかけずに人材採用ホームページを開設頂けます。
 - ・採用関連記事は、無料で求人サイト indeed(インディード)にも掲載されます。
- ご希望の方は上記ページ掲載の「[申込書B Airワーク採用管理FAX申込依頼書](#)」よりお申込みください。

初任運転者特別教育講習のeラーニング（オンライン講習）への移行について

以前よりお伝えしておりました通り、「初任運転者特別教育講習」について、月1回の集合教育を令和4年9月で終了し、令和4年4月からスタートしておりますeラーニング（オンライン講習）に完全移行いたしました。

改めまして、eラーニング講習（オンライン講習）のご案内を以下に掲載いたします。是非ご活用ください。※以下は令和4年3月にご案内した文書の内容です。

eラーニング（オンライン講習）の導入について



当協会は、令和4年4月1日から初任運転者特別教育として、何時でも何処でもオンラインで受講できるeラーニング（株式会社キャブステーションが提供する「グッドラーニング！」を利用）を導入しております。

eラーニングのメリット

国交省の指導指針に
準拠した最新の講座内容

自社に都合の良い時に、
いつでもどこでも
何度でも受講が可能

動画やイラスト、
音声解説で分かり
やすく学習



パソコン、タブレット、
スマートフォンで受講
が可能

修了後、指導教育
記録簿・教材一式が
メールにて送付

各講座に理解度
チェックリストがあり、
効果測定後に適切な
フォローが可能

受講対象 会員事業者で新たに雇用するドライバー

予約方法 当協会のホームページを通じ Web でお申し込み。詳細は7ページをご覧ください。
(当協会への申込不要)

受講内容 ※1
「初任運転者に対する特別な指導」で示す15時間以上の内、約12時間分の座学をeラーニングで受講します。(12項目+ドラレコを使用した危険予測講座2+実力テスト)

【参考】「初任運転者に対する特別な指導（国交省大臣告示第1366号）」の内容

①指導・監督指針の12項目を座学及び実車を使用し指導…15時間以上※1

②実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を添乗指導…20時間以上

受講料
無料

e ラーニングの詳しい予約方法と受講までの流れ

- ① 協会ホームページのトップページ下部バナー「グッドラーニング！」内「●受講予約申込」から受講開始日を選択

\\ ご注意! /\

一期間(5日間)の
予約上限 **5名**まで
(一期間**1事業者2名**まで)

- ② 氏名・会社名・メールアドレス等の必要事項を入力

- ③ 予約完了。予約確認後、**予約確定メール**が登録したメールアドレスに送信されます。

- ④ 受講開始日の前日までに(株)キャブステーションより「ログイン URL、ID、パスワード」が登録したメールアドレスに送信されます。

- ⑤ 受講期間は**5日間**。期間内に全カリキュラム(約12時間分)を修了してください。

【補足事項】

- ・上記申込方法・受講までの流れにつきましては、別途「操作マニュアル」を協会ホームページのトップページ下部バナー「グッドラーニング！」に掲載しておりますので参照下さい。
- ・予約時、1名につき二期間以上(10日間以上)の申込はご遠慮下さい。やむを得ず、一期間(5日間)で修了できなかった場合は、改めて一期間(5日間)の予約をして下さい。
- ・e ラーニングでは受講できない実車を用いた指導(残り約3時間以上)、並びに添乗指導(20時間以上)については、自社で実施し、記録保存してください。

e ラーニングご予約申込ページの掲載場所



e ラーニングご予約の際は、当協会ホームページのこちらのバナーをクリックいただき、ご予約申込のページ(『グッドラーニング(初任運転者特別教育)』)へお進みください。

岩ト協ホームページアドレス▼

<https://iwatokyo.or.jp/>

e ラーニングの内容についてのお問合せ

(公社) 岩手県トラック協会 業務課

電話 019-637-2171

FAX 019-638-5010

運行管理者試験対策講習会・模擬試験を開催

今年度第 2 回目の運行管理者試験に向け、会員事業者を対象に試験対策講習会および模擬試験を下記日程のとおり開催いたしました。対策講習会では講師として株式会社輸送文研社の梶山氏をお迎えし、テキストをもとに試験頻出のポイントを絞った解説をいただきました。模擬試験では模擬問題を解き、岩ト協職員が解説する動画を視聴いただく形式で開催しました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、会場受講とは別にオンラインで受講可能な Zoom（対策講習会）、YouTube（模擬試験）を活用しており、これらの開催形式は今回で 6 回目となります。

対策講習会

日時 令和 5 年 1 月 28 日（土）9：30～16：00
会場 岩手県トラック協会
『Zoom』で講習内容を同時配信
講師 株式会社輸送文研社 梶山 孝氏
参加者 会場：17 社 27 名、Zoom 受講：12 社 15 名

模擬試験

日時 令和 5 年 2 月 10 日（金）10：00～16：00
会場 岩手県トラック協会
『YouTube』で模擬試験問題の解説動画を 3 月 19 日まで限定公開（解説：岩ト協職員）
参加者 9 社 15 名

令和 5 年 交通事故・労災事故削減目標について

政府が取り組む『交通安全基本計画』を鑑みて策定された国土交通省の『事業用自動車総合安全プラン2025』に基づき、会員事業所における安全管理と指導の徹底を図るため、運輸安全マネジメント制度の PDCA サイクルの活用による事故の削減に取り組むこととし、以下の通り、令和 5 年重大交通事故削減目標を定めました。会員事業者におかれ

ましては、引き続き重大交通事故・飲酒運転根絶に向けて更なる取り組み強化をお願い申し上げます。

また、労働災害の削減につきましても近年増加傾向が続く労働災害防止に向け、以下の通り令和 5 年労働災害削減目標を定めましたので、会員事業者の数値目標として取り組み頂きます様重ねてお願い申し上げます。

重大交通事故・飲酒運転等削減目標

- ① 飲酒運転・酒気帯び運転を「ゼロ」とする
- ② 第1当事者となる死亡事故を「ゼロ」とする
- ③ 第1当事者となる事故発生件数を2件以内とする
- ④ 車輪脱落事故の発生件数を「ゼロ」とする ※全車両対象

※重大事故が発生した場合、『自動車事故報告規則』に基づき報告書を運輸支局へ提出するとともに岩手県トラック協会へも同様にご報告をお願いいたします。

労働災害削減目標

- ① 死亡労働災害を「ゼロ」とする
- ② 休業4日以上死傷災害を 140 件以下とする

※死傷労働災害が発生した場合、所轄の労働基準監督署へ『労働者死傷病報告』（様式第 23 号）を提出するとともに岩手県トラック協会へも同様にご報告をお願いいたします。

令和4年12月20日
自動車局安全政策課**乗務後自動点呼が実施できるようになります！**

～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、運転者に対し原則対面により点呼を行うこととされていますが、今般、点呼機器により自動で点呼を行うための要件や機器の認定制度を創設し、令和5年1月より、乗務を終了した運転者に対する点呼を自動で行うことができるようになります。これにより、運行管理の高度化による安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっています。他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、事業用自動車総合安全プラン2025において、「高度な点呼機器の活用によるIT点呼（遠隔点呼）の対象拡大や自動点呼を検討」とされたこと等を踏まえ、令和3年3月に産学官の有識者で構成された運行管理高度化検討会を設置し、ICTを活用した運行管理の高度化に向けた検討を進めてきたところです。

今般、乗務後の運転者に対して行う点呼についての実施要領を定め、点呼機器の認定を行うとともに、自動車運送事業者は、その認定された機器を用いること等により、乗務後自動点呼を実施できることとします。

乗務後自動点呼実施要領の概要は以下のとおりです。

○自動車運送事業者による乗務後自動点呼の実施方法

（1）認定機器の準備

乗務後自動点呼を行おうとする事業者は、本実施要領の規定に基づき認定を受けた機器（以下のURLに記載予定）であって有効期間内のものを用いること等により、実施できる。

（2）運輸支局長等へ事前の届出

乗務後自動点呼要領に基づき、必要な事項を整備したうえで運輸支局長等へ事前届出を行う。

○乗務後自動点呼機器の認定

（1）自動点呼機器の要件

別添の要領第2章I 1. に掲げる機器・システムの要件に適合すること。

（2）申請方法

申請者は、申請に必要な書類を、電子メールにより、国土交通省（下記のお問合せ先）へ提出する。

○認定機器の一覧

随時機器を認定し、その結果を下記の国土交通省ウェブサイトにおいて公表予定。

【運行管理高度化検討会のページ】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

【お問合せ先】

自動車局安全政策課 上田、小西

TEL：03-5253-8111（内線41625、41613）、直通 03-5253-8565

FAX：03-5253-1636 Email：hqt-jidoshaansei@gxb.mlit.go.jp

適正化事業巡回指導実施状況について（令和4年4月～令和5年1月）

運送事業者等を訪問し、法令に基づいた運営、帳票類の記入等の指導を行っている巡回指導の項目は現在 51 項目あります。51 項目のうち自主点検項目として、営業所が自主的に点検する項目は 13 項目、適正化指導員が営業所を訪問し、実際の帳票類を閲覧する項目は 38 項目（霊柩事業者は 26 項目）となっております。その 38 項目について、令和4年4月～令和5年1月の指導結果をお知らせいたします。

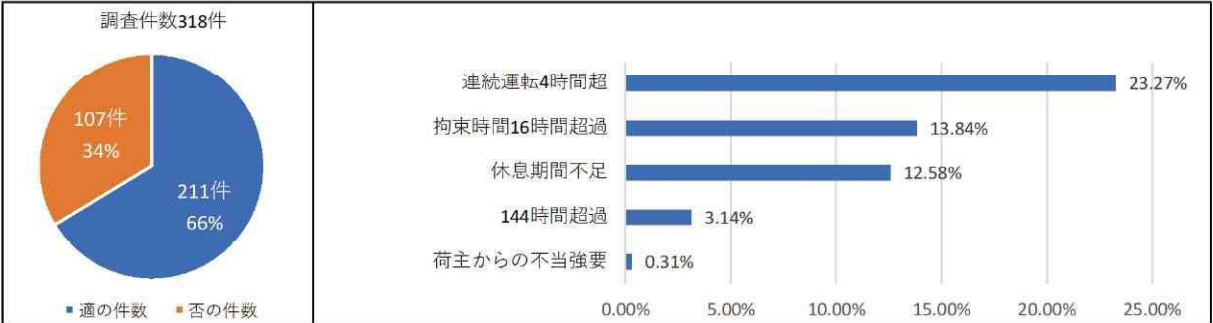
巡回指導項目別調査結果	区分	重点	調査項目 (※印は「特別検査」のみの調査事項、☆印は霊柩事業者は除外する)	令和4年度			■令和4年度	R4 R3 R2		
				調査件数	(否)件数	(否)率				
I. 事業計画等			(1)主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか	318	11	3.5				
			(2)営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	318	3	0.9				
			(3)自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか	318	22	6.9				
			(4)乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	318	23	7.2				
			(5)乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理は適正か	318	22	6.9				
			(6)届出事項に変更はないか(役員・社員・特定貨物に係る荷主名称変更等)	191	24	12.6		10		
			(7)自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	318	0	-				
			(8)名義貸し、事業の貸渡し等はないか	318	0	-				
II. 帳票類の整備、報告等			(1)事故記録が適正に記録され、保存されているか	251	0	-				
			(2)自動車事故報告書を提出しているか	37	1	2.7		7		
			(3)運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	318	13	4.1				
			(4)車輛台帳が整備され、適正に記入等がされているか	318	0	-				
			(5)営業報告書、事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	187	19	10.2			10	
III. 運行管理等			(1)運行管理規程が定められているか	318	0	-				
		○	(2)運行管理者が選任され、届出されているか	318	1	0.3				
			(3)運行管理者に所定の研修を受けさせているか	310	17	5.5				
			(4)事業計画に従い、必要な員数の運転者をかくほしているか	318	2	0.6				
		○	(5)過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め、時間が適正に管理されているか	318	107	33.6		2	3	3
		☆	(6)過積載による運送を行っていないか	318	9	2.8				
		○	(7)点呼の実施及びその記録・保存は適正か	318	74	23.3		5	5	4
			(8)乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	318	18	5.7				
		☆	(9)運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	289	16	5.5				
			(10)運行指示書の作成・指示・携行・保存は適正か	100	34	34.0		1	1	1
		○	(11)乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	318	51	16.0		7	9	9
		○	(12)特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	227	54	23.8		4	4	2
		○	(13)特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	227	35	15.4		9	6	6
IV. 車輛管理等			(1)整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか	318	0	-				
		○	※(2)整備管理者が選任され、届出されているか	318	1	0.3				
			(3)整備管理者に所定の研修を受けさせているか	284	46	16.2		6	8	7
			(4)日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	318	93	29.2		3	2	5
		○	(5)定期点検基準を作成しこれに基づき適正に点検整備を行い記録簿が保存されているか	318	25	7.9				
V. 労基法等			(1)就業規則が制定され、届出されているか	243	7	2.9				
			(2)36協定が締結され、届出されているか	317	8	2.5				
			(3)労働時間・休日労働について違法性がないか(運転時間を除く)	318	9	2.8				
		○	(4)所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	318	51	16.0		7	10	8
VI. 法定福利費			(1)労災保険・雇用保険に加入しているか	318	6	1.9				
			(2)健康保険・厚生年金保険に加入しているか	318	8	2.5				
VII. 運輸安全管理			(1)運輸安全管理の実施は適切か。	318	5	1.6				
実態調査・指導事業所総件数				10,931	815	7.5				

令和4年度 否の割合順位別・詳細グラフ（1月）

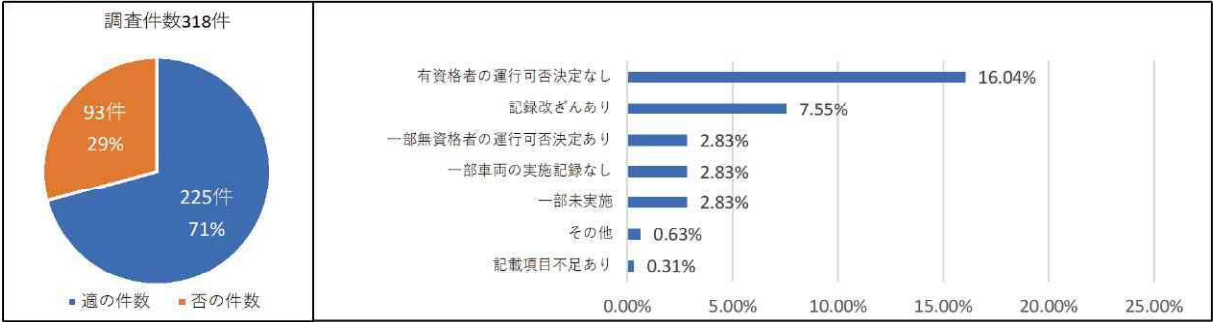
① 運行指示書の作成、指示、携行



② 過労防止



③ 日常点検



④ 特定の運転者に対して特別な指導



⑤ 点呼の実施及びその記録、保存



指導・監督マニュアルの改正概要

令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県県の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、事業用自動車の指導・監督マニュアルの一部を下記の通り改正しました。

4つの改正概要をご確認ください！

1 坂道での適切な 運転操作

バス タクシー トラック

長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。



2 危険箇所の情報を踏まえた 運転指導

バス タクシー トラック

都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること。



3 乗客のシートベルト 着用の目視での確認

貸切バス

乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。



4 非常口や非常停止 ボタンの使い方の周知

バス

事故時等の非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動等に係る案内を行うこと。



教育記録簿、
運行・整備管理規定、
国交省からのお知らせ...

様式、どこに
あるんだろう...

書類の様式は
岩ト協ホームページに
掲載しております。ダウン
ロードしてご活用ください。



交通事故発生状況について

令和4年度12月～1月末に発生しました、交通事故発生状況について以下の通りお知らせ致します。各社、交通事故発生状況をご確認いただき、引き続き交通事故防止に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

交通事故発生状況（12月～1月末）

月 日	道路種別	当時	事故内容
12月1日	国道4号・ 国道457号 交差点	1	5時40分頃、宮城県大衡村の国道4号と国道457号が交わる交差点で、直進のトラックと右折しようとしたトラックが出会い頭で衝突した。現場は交通量の多い片側3車線の道路で、通勤時間帯とも重なり周辺の道路では一時、渋滞が発生した。 この事故で右折しようとしたトラックに乗っていた運転手（40歳代）が全身を打撲するなど の重傷を負った。
12月26日	県道・市道 交差点	2	16時30分頃、北上市の県道と市道が交わる交差点で、ワゴン車と大型ダンプが出会い頭で衝突し、そのはずみで2台とも道路脇の田んぼに転落した。現場に信号機や横断歩道はなく、ワゴン車側の道路に停止線があった。なお、事故当時は雨や雪は降っておらず路面も凍結していなかった。この事故でワゴン車に乗っていた運転手（72歳）が意識のない状態で病院に運ばれ、翌朝死亡が確認された。
1月5日	国道 396号		8時15分頃、遠野市宮守町の国道を走行中、左ミラーに車輪一本が車道路外の用水路に落下したのが映り、路肩に停車した。確認したところ、 左後輪2本が脱落 しており、内1本がガードレールにぶつかり、その弾みで反対車線まで転がり対向車に衝突した。幸いこの事故による怪我人は無かった。

労働災害発生状況について

令和5年2月現在（速報値）労働災害の発生件数について以下の通りお知らせいたします。

令和4年：1月～12月分速報

年間の削減目標（死亡災害0件、休業4日以上
の死傷災害90件以内）について、死亡災害の発生は1件、死傷災害は、144件の発生と前年同期比24件の大幅な増加となりました。

	死亡災害	内、転倒災害	死傷災害	内、転倒災害
令和4年	1	0	144	36
令和3年	1	0	120	20
増減	-	-	24	16

「第13次労働災害防止計画」の進捗状況について（速報値）

労働基準 監督署別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
	※暦年：計	確定	確定	確定	目標	速報
計	142	132	98	123	90	144
盛岡	64	61	46	39	39	49
宮古	6	4	3	4	3	3
釜石	3	1	2	3	2	7
花巻	39	42	28	48	26	44
一関	17	12	8	7	10	19
大船渡	5	3	5	8	4	6
二戸	8	9	6	14	6	16

※但し、期間途中で目標達成した際には、目標値については見直しすることとする。

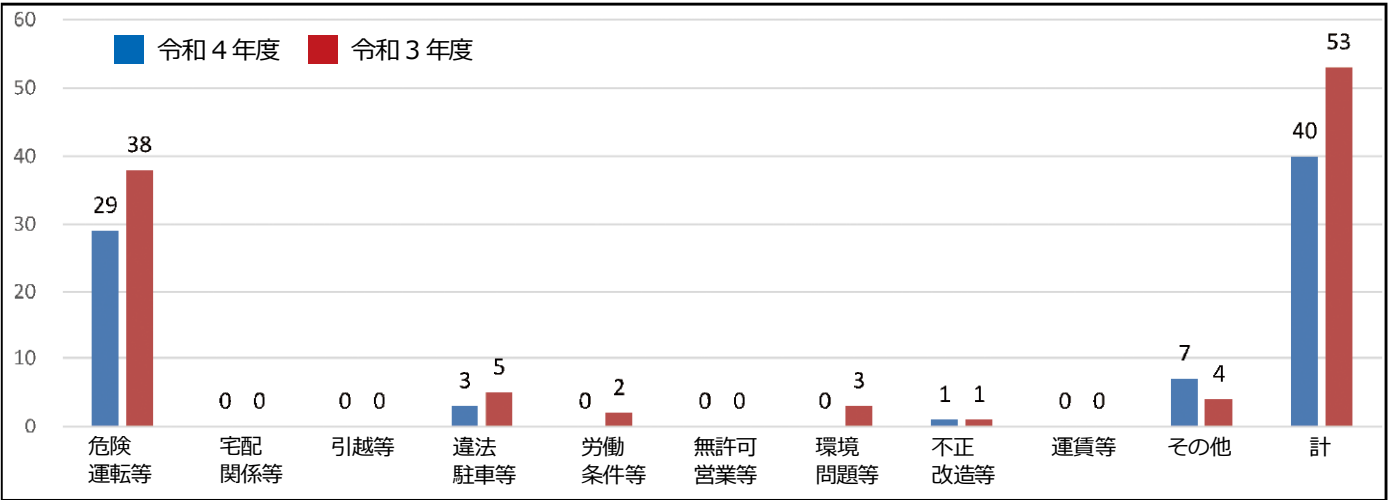
苦情受付状況について

岩ト協へ寄せられた苦情および模範運転等受付状況（11月～1月末時点の一部抜粋）についてお知らせいたします。是非社内でも情報を共有いただき、安全意識や運転マナーの向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

項目	苦情内容
危険運転等	・国道4号線（追越し禁止区間）において、該当車両が低速（30～40 km/h）で走行。また、センターラインをはみ出し走行していた。（走行中の携帯使用も疑いあり）協会より指導をお願いしたい。
その他	・日常的な車両の整備点検を全てドライバー任せにしており、管理者がまったく管理していない。また、営業所にも運行管理者、整備管理者が不在で点呼していない。（点呼時のアルコール検知器でドライバーはしているが管理者が確認などしていない）この状態が長く続いているため、今後非常に不安である。監査等を実施していただきたい。 ・7時頃、東北道下りの福島県内で助手席側のカーテンを半分以上閉めた状態で走行しているトラックがいた。ドライバーに対して安全管理指導をしているのか？ 指導をしてはいるもののドライバーが勝手にそのような行為をしているのか？ そうであればどういった理由でそのような行為をしているのか？ 事業所に対して協会から指導していただくと共に、それらについての回答をいただきたい。

苦情内容の件数（4月～1月分）及び前年度との比較は以下の通り。

苦 情 内 容					通 報 者						受 付 媒 体				
種 類	件数				事業者	トラック ドライバー	荷主	企業 (荷主以外)	一般 消費者	匿名	電話	メール	郵送	来訪	その他
	会員	非会員	不明	(計)											
危険運転等	13	4	12	29		5			8	16	29				
宅配関係等				0											
引越等				0											
違法駐車等	2		1	3					1	2	2	1			
労働条件等				0											
無許可営業等				0											
環境問題等				0											
不正改造等	1			1						1	1				
運賃等				0											
その他	4	1	2	7		4			1	2	7				
(計)	20	5	15	40	0	9	0	0	10	21	39	1	0	0	0



令和5年度 陸災防岩手県支部主催の各種講習会開催計画を以下の通りお知らせいたします。講習会等の詳細につきましては、陸災防岩手県支部事務局（電話：019-637-3287）まで、お問い合わせ下さい。詳細につきましては、ホームページにも掲載しております。

技能講習実施計画

㊦…11 時間コース ㊧…31 時間コース

矢巾町：岩手県トラック協会 総合研修会館 金ヶ崎町：岩手県トラック協会 水沢研修会館

フォークリフト運転	開催月	学科日程	実技日程	会場
	4 月	7 日（金）	㊧ 8・15～16 日【定員 40 名】	矢巾町
	5 月	16 日（火）	㊦ 17 日（水）【定員 10 名】 ㊧ 17～19 日【定員 30 名】	金ヶ崎町
	6 月	9 日（金）	㊦ 10 日（土）【定員 10 名】 ㊧ 10・17～18 日【定員 30 名】	矢巾町
	7 月	11 日（火）	㊦ 12 日（水）【定員 10 名】 ㊧ 12～14 日【定員 30 名】	金ヶ崎町
	9 月	1 日（金）	㊦ 2 日（土）【定員 10 名】 ㊧ 2・9～10 日【定員 30 名】	矢巾町
	10 月	17 日（火）	㊦ 18 日（水）【定員 10 名】 ㊧ 18～20 日【定員 30 名】	金ヶ崎町
	翌年 3 月	12 日（火）	㊦ 13 日（水）【定員 10 名】 ㊧ 13～15 日【定員 30 名】	金ヶ崎町

はい作業主任者	開催月	学科日程	会場
	5 月	11 日（木）～12 日（金）【定員 80 名】	矢巾町
	8 月	17 日（木）～18 日（金）【定員 80 名】	矢巾町
	11 月	16 日（木）～17 日（金）【定員 80 名】	矢巾町
翌年	2 月	15 日（木）～16 日（金）【定員 70 名】	矢巾町

新型コロナウイルス感染症予防のため、技能講習及び安全衛生教育について、掲載した内容に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。受講の際はマスクの着用、検温、手指消毒にご協力をお願い致します。

安全衛生教育等実施計画

矢巾町：岩手県トラック協会 総合研修会館 金ヶ崎町：岩手県トラック協会 水沢研修会館

安全衛生教育 【定員各30名】		安全衛生推進者 能力向上教育 (初任時)	交通労働災害 防止担当管理者 教育	荷役災害防止 担当者教育	フォークリフト 運転業務従事者 教育	作業指揮者 車両系・積卸し
	4月	矢巾町 13日(木)		矢巾町 14日(金)		
	6月		矢巾町 2日(金)		矢巾町 24日(土)	矢巾町 22～23日 (木～金)
	7月			金ヶ崎町 7日(金)		
	8月					金ヶ崎町 24～25日 (木～金)
	9月	金ヶ崎町 15日(金)				
	10月		金ヶ崎町 13日(金)	矢巾町 27日(金)	金ヶ崎町 14日(土)	
	11月					矢巾町 30～12月1日 (木～金)
	翌年 2月	矢巾町 2日(金)	矢巾町 1日(木)	金ヶ崎町 9日(金)	矢巾町 17日(土)	
	3月					金ヶ崎町 7～8日 (木～金)

研修会 【定員20名】		リスクアセスメント
	7月	矢巾町 21日(金)
	11月	金ヶ崎町 22日(水)

特別教育 【定員40名】		タイヤ空気充填業務
	10月	矢巾町 6日(金)・7日(土)

新規加入事業者

(株) 岩崎商事 入会日: 令和4年11月7日
〒020-0001 盛岡市上米内字赤坂3-287
電話(FAX): 019-663-5733(019-601-7728)
代表者: 岩崎 美穂
所属支部: 中央支部

(株) ムロオ 盛岡営業所 入会日: 令和4年12月1日
〒028-3452 紫波郡紫波町片寄字川原46-1
電話(FAX): 019-673-8386 (019-673-8389)
代表者: 浦田 満将
所属支部: 中央支部

(株) ナカノ商会 東北支社 仙台支店 第5岩手センター
入会日: 令和4年11月29日
〒024-0003 北上市成田22-114-1
電話(FAX): 0197-71-1722(0197-71-1733)
代表者: 佐々木 京一 所属支部: 北上支部

NXキャッシュ・ロジスティクス(株) 東北支店 盛岡センター
入会日: 令和5年1月15日
〒020-0127 盛岡市前九年2丁目13番5号
電話(FAX): 019-647-4825(019-647-4831)
代表者: 小野寺 昭彦 所属支部: 中央支部

退会事業者

(株) 大興 宮古営業所 令和4年12月16日付

代表者変更

・ **(株) 東北正栄** 新代表者: 田中 龍也
・ **産興自動車(株)** 新代表者: 觸澤 愛一郎

・ **(株) 住田交運** 新代表者: 工藤 博文
・ **ハツ星運輸(株)** 新代表者: 小野寺 貴洋

その他(名称、住所変更等 ※変更後の住所のみ掲載)

【FAX番号変更】
・ **(有) 畑光木材** 変更後のFAX番号: 0194-66-7032

【住所変更】※電話、FAX変更なし
・ **(有) カネタ運送** (令和5年1月1日付)
〒024-0013 北上市藤沢2地割126-1号
・ **(株) 東磐物産** (令和4年10月22日付)
〒029-0803 一関市千厩町千厩字前田49-8
・ **(有) 開進急送**
〒028-3615 紫波郡矢巾町南矢幅第7地割526番地
フローエスAUN2号棟

【社名変更等】
(株) 松橋自動車 (旧: (有) 東開運送 12月末付)
〒028-1101 上閉伊郡大槌町吉里吉里1-140-2
電話: 0193-44-2133 (FAX変更なし)
新代表者: 松橋 康弘

【統合】
北東北福山通運(株) へ統合 (令和5年度1月付)
(旧: 東北福山通運(株) 久慈営業所)

事業報告書及び事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則により、毎事業年度における営業状況を報告する「事業報告書」と前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績を報告する「事業実績報告書」を岩手運輸支局へ**提出しなければなりません**。(提出は岩ト協経由でも可)

事業報告書	提出3部(内1部事業者控え) ※特定貨物自動車運送事業者除く
報告期限	決算後100日以内
事業実績報告書	提出4部(内1部事業者控え) ※1部原本、他コピー可
報告期限	7月10日まで(4/1～3/31の実績)

様式掲載場所 <http://www.iwatokyo.or.jp/>
(岩ト協 HP) 岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関(ページ下部のボタン)→■事業報告書、事業実績報告等について

編集後記

県内の新型コロナウイルスの感染状況は以前と比べ落ち着いてきたかに思えますが、未だ予断を許さない日々が続いております。協会としても、微力ながら、会員事業者の皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、令和5年度も引き続きよろしくお願い申し上げます。

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください

恒常的に長い荷待ち時間



無理な到着時間の設定



過積載になるような依頼



大型台風や豪雨・豪雪日の配送

荷主等に対する困りごとの情報は

荷主名 (〇〇株式会社など)、**具体的な場所** (〇〇市〇〇物流センターなど)、**具体的内容** (〇月〇日、急な荷物量の増加により過積載を強要されたなど) を下記投稿サイトにお寄せください。

意見・事例として投稿していただきたい項目です。

- ① つねに出荷準備が遅れて荷待ち時間が長い
- ② いつも配送先で荷待ち時間が長い
- ③ スピード違反しないと間に合わない無理な到着時間を指定された
- ④ 交通事故渋滞や悪天候など、やむを得ない遅延なのにペナルティを課された
- ⑤ 過積載になるのに積込時に貨物量を増やされた
- ⑥ 手作業での積込など、契約にはない積込作業を強要された
- ⑦ 契約にはないラベル貼り・検品などを強要された
- ⑧ 約束と違い荷主が高速道路料金を負担しなかった
- ⑨ 予め小さなキズ程度であれば貨物を引き取るとの取り決めがあるにもかかわらず買い取られた
- ⑩ 運転が危険な悪天候の中での配送を強要された
- ⑪ 配送先でコロナウイルス感染の差別的扱いをされた

お送りいただいた内容について、投稿者様や所属企業・団体、荷主様に問い合わせることは絶対にありませんので、ご安心ください。



QRコードを
読み取って下さい。
国土交通省の
投稿サイトに
リンクしています。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会